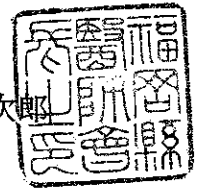




福岡医発第 700号(総)
平成15年 7月 7日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬次郎



供血者の供血歴の確認等の徹底について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がまいりましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

平成 1 5 年 6 月 2 5 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

櫻 井 秀 也

供血者の供血歴の確認等の徹底について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 1 5 年 6 月 1 2 日付けで厚生労働省医薬局血液対策課長から日本赤十字社社長宛てに、標記の通知が出されました。

この通知は、血清学的検査等の病原微生物検査で陽性が判明した供血者について、過去に供血歴が確認され、その時採取された血液を原料とする輸血用血液製剤が、既に患者に使用されている場合は、当該患者に対して、感染のリスクがあることを十分に情報提供すること、等を日本赤十字社に求めた内容となっております。

しかし、日本赤十字社は、どこの医療機関に納入したかは把握できても、どの患者に使用したのかは把握不可能であることから、当該医療機関に患者に対しての感染のリスクの情報提供を依頼してくるものと思われます。

この点の対応方法につきましては、現在、行政当局と協議中であります。従いまして、医療機関で直ちに対応をする義務はありません。

つきましては、本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきましてもご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、参考までに標記の通知の写しを添付いたします。

おって、対象となる病原微生物は、梅毒トレポネーマ、HBV、HCV及びHIVの4種類であることを申し添えます。

日本赤十字社社長 殿

厚生労働省医薬局血液対策課長

供血者の供血歴の確認等の徹底について

今般、平成 13 年 6 月 26 日に採取された血漿が H B V 陽性と判明した供血者から同年 4 月 10 日に採取された H B V 陰性血漿を原料とする輸血用血液製剤による感染の可能性が考えられる事例が、平成 15 年 6 月 10 日付け医薬品副作用・感染症症例報告書において、貴職から厚生労働大臣宛に報告されたが、かかる事例の再発防止のため、以下の措置を徹底されたい。

．供血歴の確認について

- (1) 本日より遡って過去 1 年の間に、血清学的検査及び核酸増幅検査(以下、「病原微生物検査」という。)陽性が判明した供血者について、本日より遡って過去 1 年の間に供血歴が確認され、かつ、直近の採血から採取された血液が輸血用血液製剤の原料として使用された場合は、次の措置を講ずること。

当該輸血用血液製剤が、未だに患者に対し使用されていない場合は、直ちに回収すること。

当該輸血用血液製剤が、既に患者に使用されている場合は、当該患者に対して、感染のリスクがあることを十分に情報提供すること。

また、上記供血者について、過去 1 年の間に、複数の供血歴が確認され、その間隔が 5 週間以内である場合は、直近及びその前の合計 2 回の供血について、及び の措置を講ずること。

- (2) さらに、過去、病原微生物検査陽性が判明した供血者について、過去、供血歴が確認され、かつ当該供血において採取された血液が輸血用血液製剤の原料として使用された場合は、上記(1) の措置を講ずること。

なお、供血歴の確認は、可能な限り、過去に遡って実施すること。

．対象

の措置の対象となる病原微生物は、梅毒トレポネーマ、H B V、H C V 及び H I V の 4 種とする。

．報告等

上記の措置を直ちに実施し、その結果を随時、当職宛報告するとともに、今後とも病原微生物検査陽性が判明した供血者の供血歴の確認等の措置を徹底されたい。